

令和6年度
外部評価結果報告書

令和6年11月
会津若松市外部評価委員会

目 次

1	はじめに-----	1
2	外部評価対象政策分野-----	2
3	外部評価結果-----	2
(1)	政策分野10 食料・農業・農村-----	3
(2)	政策分野18 地域福祉-----	7
(3)	政策分野30 道路-----	11
(4)	政策分野37 交流・移住-----	15
4	おわりに-----	18
(附属資料)		
1	会津若松市外部評価委員会委員名簿-----	20
2	会議経過-----	20
3	根拠条例・要綱等-----	21

1 はじめに

本市においては、平成13年度から計画・実施・評価・改善のPDCAマネジメントプロセスを通して、限られた行政資源の適正配分と市民満足度重視の視点に立った行政運営を図るため、行政内部における評価を実施している。

また、平成17年度からは、市民の視点や専門的な知見から客観的に施策等に対する評価を行い、これを活かすことにより市の最終評価がより適切に行われることを目指して、学識経験者や公募市民による外部評価を実施している。

これらについては、平成28年6月に施行された「会津若松市自治基本条例」第17条において改めて位置づけている。

令和6年度外部評価では、「会津若松市第7次総合計画」に掲げる42政策分野のうち、「政策分野10 食料・農業・農村」、「政策分野18 地域福祉」、「政策分野30 道路」、「政策分野37 交流・移住」の4政策分野を選定し、評価を行った。

それぞれ、「政策分野10 食料・農業・農村」においては、食料の安定供給や農業の持続的発展、有害鳥獣の被害防止などについての評価、「政策分野18 地域福祉」においては、地域包括ケアシステムの構築や生活を支える福祉の充実についての評価、「政策分野30 道路」においては、道路交通ネットワークの整備や身近な道路環境の整備・保全についての評価、「政策分野37 交流・移住」においては、国内外の交流の促進や定住・二地域居住の推進についての評価を行った。

それぞれの政策分野の評価にあたっては、担当課からの説明と質疑応答を行い、施策の目的や社会情勢の変化等に照らして現在行われている事業の妥当性や今後必要とされる取組、改善の方向性などを評価・意見として取りまとめた。

今回の評価や意見を今後の市政運営に活かし、限られた予算や人員の中で全員の創意工夫により市民サービスの向上を図り、常に市民の立場に立って市政運営に尽力されることを強く期待する。

会津若松市外部評価委員会	委員長	八木橋 彰
	副委員長	山内 賢一
	委員	島尾 雅行
	委員	長嶋 栄治
	委員	渡部 耕三
	委員	堀 美千子
	委員	大溝 寿子

2 外部評価対象政策分野

対象の政策分野については、委員各々が評価すべきと考える分野を候補として取りまとめ、その中から委員会として以下の4分野を選定した。

政策目標	政策	政策分野	主管部課
(政策目標2) 強みを活かす しごとづくり	(政策3) 生活の基盤となる 仕事の創出	(政策分野10) 食料・農業・農村	農政部 ・農政課 ・農林課 農業委員会事務局
(政策目標3) 安心、共生の くらしづくり	(政策5) 健やかで思いやりのある 地域社会の形成	(政策分野18) 地域福祉	健康福祉部 ・地域福祉課 ・国保年金課
(政策目標4) 安全、快適な 基盤づくり	(政策8) 地域の活力を支える 都市環境の維持	(政策分野30) 道路	建設部 ・道路課 ・都市計画課 ・まちづくり整備課 ・開発管理課
(政策目標5) 豊かで魅力ある 地域づくり	(政策9) ひとの力を活かした 地域活力の創造・再生	(政策分野37) 交流・移住	総務部 ・総務課 企画政策部 ・企画調整課 ・地域づくり課

3 外部評価結果

外部評価結果については、市の担当課より施策内容の説明を受け、委員各々の視点により検証を行った後、委員会として評価をしたものである。

市当局は令和6年度の行政評価における最終評価の参考とし、今後の施策展開に活用していただきたい。

また、施策の評価だけではなく、各政策分野を構成する事務事業についても、今後のあり方や方向性等について附帯意見として報告するので、今後の行政運営の参考とされることを併せて希望する。

政策分野名	10 食料・農業・農村	主管部課	農政部 農政課、農林課 農業委員会事務局
目指す姿	力強く魅力ある農業と活力ある農村が実現し、安全な食料が安定して供給されるまち		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地産地消推進協議会負担金 ● 地方卸売市場事業 ● 遊休農地対策事業 ● 農村交流促進事業 		

全体の評価

食料の安定供給について、地産地消の推進や農産物生産支援、ブランド化の推進などに積極的に取り組み、安定かつ消費者の多様なニーズに対応した生産供給体制が確立されていると評価できる。また、農業生産基盤の整備についても、重要業績評価指標の目標が達成されていることから、農業を行う基盤が整いつつあると評価できる。

その一方で、認定農業者数は高齢化や後継者不足により目標を下回っていることから、担い手の確保が課題となっており、鳥獣被害など新たな問題も表面化している。

そのため、新規就農者や認定農業者の確保に向けて、収益性の向上などの経済的支援やキャリア支援、また、自然環境の維持という観点からも、鳥獣被害対策の強化や遊休農地の有効活用についての検討を求める。

評価内容

【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 食料の安定供給について、地産地消の推進や農産物生産支援、ブランド化の推進などに積極的に取り組み、安定かつ消費者の多様なニーズに対応した生産供給体制が確立されている点は評価できる。農産物のブランド化に向けては、他地域との競争を勝ち抜くためにも、今後さらなる取組の強化に期待する。
2. 農業生産基盤の整備について、重要業績評価指標の目標が達成されていることから、農業を行う基盤が整いつつあると評価できる。担い手の育成・確保については、移住施策とも連携しながら、新規就農者を増やすなど着実に実績を重ねている点も評価できる。今後も、新規就農者を増やすためにターゲットの明確化や、他の政策分野との連携も視野に入れた取組に期待する。また、農業が他産業と同程度の収益性となることで、担い手の確保が可能になると考えられるため、収益性の高い農産物への誘導と技術指導等について、県などの関係機関と一体となった推進を望む。

【政策分野全体の見直し、改善、留意すべき点】

1. 稲作農業については、国の減反政策の影響が大きく、飼料米や転作への政策が展開されており、稲作農家の作付け意欲は削がれる一方だと感じる。市では、就農者増加への支援や食味コンクールによる品質向上など、本市の農業の底上げに取り組んでいるが、国内需要の先細り予測から推察すると、国外への輸出を強化していくことが必要である。
2. 農産物のブランド化への取組については、トップセールスでのPR機会を増やし、報道機関との連携を図った推進が有効な手段だと考える。
3. 公設地方卸売市場の取扱高は全盛期の3分の1となっており、公設地方卸売市場の維持及び活性化に向けて、ジモノミッケの活用を図ることを期待する。
4. 全農地に対する遊休農地面積は目標を達成しており、遊休農地率は横ばいを維持しているが、今後は、鳥獣被害対策の観点からも耕作放棄地をなくすことが必要である。再生困難な遊休農地の有効活用に向けた対策を講じることで、耕作可能な農地を維持していくことに繋がると考える。
5. 農業の持続的発展について、重要業績評価指標である「認定農業者数」や「人・農地プランにおける中心経営体の主たる従事者数」は目標を達成しておらず、農業者の高齢化や後継者不足は深刻な問題である。担い手の確保に向けて、定年後のセカンドキャリアとしての新規就農や、規制緩和により一般法人の農業進出を検討するなど、国や県、関係団体等とも連携強化を図りながら、さらなる積極的な取組に期待する。
6. 農村の振興について、グリーンツーリズムや有機農業の推進、生活環境の整備等に取り組んでいるが、目標との乖離がある指標もあり、離農者の増加や高齢化の進展に歯止めがかかっていないため、一層の対策強化を期待する。
7. あまりに多岐にわたる事務事業がこの政策分野に割り当てられていることで、それぞれの課題を対症療法的に取り組んでいる状態であると感じた。一定の共通認識のもとで目指す姿に向かうためには、思い切った事務事業の見直しも必要である。
8. 目指す姿にある「活力ある農村」の実現に向けては、今後、人口減少により維持できなくなる農村が増えることが予想されるため、将来へ向けた新たな発想が必要である。取り組んでいる事務事業については一定の評価ができるが、範囲が広すぎるため資料に記載できていない課題も多くあると感じる。

事務事業に関する附帯意見

【施策1-1 地産地消推進協議会負担金】

【施策1-2 地産地消まつり実行委員会負担金】

1. 地産地消の推進が目的である二事業については、組織の見直しを図り統合し、より効果的な事業実施を望む。

【施策1-5 農産物販路開拓・販売促進事業】

1. 地元の果樹や野菜は消費者から高い評価がなされているが、農業収入の拡大のためには新しい販路開拓が欠かせない。首都圏に比較的近い利便性を活かし、関係機関との連携強化やトップセールス、販売促進イベントの開催など、継続して取り組んでいく必要がある。

【施策1-7 会津みしらず柿販路拡大促進協議会負担金】

1. みしらず柿の地元での消費量は年々減少しており、今後は生産面積や生産農家の減少が懸念される。その対策として協議会に参加し、販路拡大に努めているが、市自らも積極的な販路拡大に向けた取組に期待する。

【施策2-1 米・食味分析鑑定コンクール国際大会開催事業】

1. 本市産米のブランド力を高め、本市の農業にとって意義のあるものにするため、大会開催と連動した本市産米を広くPRする取組や、生産者の意欲向上を図る取組が効果的に行われることを期待する。

【施策2-3 農の夢追いプロジェクト（地域おこし協力隊）事業】

1. 農業の担い手不足は年々顕著になっており、農業の継承のみならず農村機能の維持も懸念されるため、後継者の確保は緊急の課題だと考える。その対策として、地域おこし協力隊は、農村部での活動や期間終了後の農業への従事が望まれるため、隊員への指導や協力、新規就農者への支援拡大を期待する。

【施策2-4 農業担い手支援事業（新規就農者育成総合対策事業）】

1. 新規就農者には、技術指導のほかにも所得の確保が必要であり、中長期にわたる指導と経済的支援が重要であるため、さらなる事業拡大を期待する。

【施策2-5 未来ファーマースタート支援事業】

1. 市外からの移住就農者の確保に向けて、対象や実施手法を見直す必要がある。

【施策2-13 農業担い手支援事業（機構集積協力金交付事業）】

1. 農地の集団化及び効率化の観点からの重要な事業であるため、活用促進に向け、積極的な地区説明会を開催するなど、農家の意見や要望の把握に努める必要がある。

【施策2-31 遊休農地対策事業】

1. 目的には「遊休農地の発生防止と解消」とあるが、再生困難な農地はいつかは原野や山林となり農地に含まれなくなるため、その前に遊休農地の活用を図ることが必要である。

【施策4-1 農村交流促進事業】

1. 教育旅行やインバウンド向けの農業体験について、会津地域の市町村が連携し、広く国内外に情報発信をする必要がある。一方で、研修会や視察、教育旅行などを除き、一般観光客を対象としたグリーンツーリズムに、あえて取り組む必要はないように思われる。受入体制が整わないことや訪日外国人の実績がまだないことを踏まえても、対象や実施手法を見直す必要がある。

【施策4-10 基幹集落センター管理運営事業】

【施策4-11 北会津農村環境改善センター管理運営事業】

【施策4-12 河東農村環境改善センター管理運営事業】

【施策4-13 農業関連施設維持管理事業】

1. 当初は、農林業の振興及び農山村の生活環境の向上、農業者の連帯感の醸成や健康増進を目的として設置された施設であるが、当初とは異なる使用実態となっているため、名称と使用目的を現状に合わせて変更し管理運営を行うことが望ましく、また、これらの施設の再編についても検討する必要がある。

政策分野名	18 地域福祉	主管部課	健康福祉部 地域福祉課、国保年金課
目指す姿	高齢者をはじめ、障がいのある人、子どもたちなどの誰もが、住み慣れた地域で安心して共に暮らし続けることのできるまち		
主な 事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉計画の推進 ● 民生委員・児童委員活動事業費 ● 重層的支援体制整備事業 ● 自立生活サポート事業 		

<h3>全体の評価</h3>
<p>目指す姿に掲げられた、誰もが住み慣れた地域で安心して共に暮らし続けることのできるまちを目指し、地域の現状を把握しながら各施策、各事務事業に取り組んでいることについて評価できる。</p> <p>その一方で、現在の重要業績評価指標が数や割合となっていることから、活動の中身に重点を置いた評価指標の検討が必要である。</p> <p>また、高齢化の進展や住民の抱える事情の多様化により、民生委員・児童委員や保護司の負担が今後も一層増すことが想定されるため、担い手の確保や経済的支援体制の整備について検討を求める。</p>
<h3>評価内容</h3>
<p>【政策分野全体の評価、期待する点】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 目指す姿に掲げられた、誰もが住み慣れた地域で安心して共に暮らし続けることのできるまちを目指し、平成28年度から「地域福祉フォーラム」を開催し、地域福祉への理解促進を図るとともに、令和5年度には「地域福祉推進アンケート」を実施し、地域の現状を把握した上で各種取組を行っている点は高く評価できる。 2. 重層的支援体制整備事業に着手するなど、新たな取組もあり、全体的に評価できる。今後は関係団体等とより一層連携を強化し、重層的支援体制整備事業の更なる充実を期待する。

3. 第2期地域福祉計画に沿った事業推進が概ね順調に行われていると評価できる。市民が安心して暮らすための柱となる政策分野であるが、第3期計画の策定に向けては、「地域福祉の主役は、地域で生活する市民一人ひとり」という視点から、自助・共助をより推進するような取組を期待する。

【政策分野全体の見直し、改善、留意すべき点】

1. 重要業績評価指標である「ふれあい・いきいきサロン活動を行う団体数」は目標を下回っているものの、達成できる見込みの数値となっている点は評価できる。一方で、どのような人たちが、どのような活動を行っているのかが大事であり、団体数を指標とするより、活動の中身に重点を置くべきと思われる。長期的には地域包括ケアシステムを支える市民をどれだけ確保できるかが重要だと考える。
2. 保護司や民生委員への報酬については、法律や条例で支給されないこととなっているため、ボランティア精神によって存続しているといっても過言ではない現状である。また、住民事情の多様化や複雑化により、その負担が重くなってきていることから、実情に見合った経費負担などを検討していく必要がある。
3. 地域福祉に関する理解や関心が高まり、相談体制も充実してきた一方、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、積極的にボランティア活動や地域活動に参加することをためらう市民も多いように思われる。地域福祉の推進のためには担い手の育成が喫緊の課題であるため、若年層の福祉教育や研修会の充実を図り、積極的に参加できる体制の整備を期待する。
4. 重層的支援体制が上手く機能していくことを期待する一方、様々な支援対象者がいる中、包括化支援員が1人では複雑化した支援ニーズに対応しきれないのではないか。市が積極的にリーダーシップをとって推進していくことを期待する。
5. 生活困窮者が深刻な事態に陥ることを未然に防ぐには、生活困窮に陥る前の段階での早期発見や対応、市役所窓口や民生委員などのきめ細かな相談体制が重要である。生活保護制度の適正な実施の推進のためにも、個人情報取扱いには十分配慮しつつ、関係各課と団体等が連携しながら、市民の視点に立った多様な支援施策の検討や体制構築を行っていく必要がある。
6. 「生活困窮の相談者のうち支援を行った人の割合」を重要業績評価指標とすることについては、次期総合計画策定時には見直しが必要と思われる。

事務事業に関する附帯意見

【施策1-1 地域福祉計画の推進】

1. 市民協働による地域生活課題の解決に向け取り組んでいる点は評価できるが、地域には幅広い年代の人が住んでいるため、幅広い世代の意見を取り入れられるような工夫が必要だと思われる。
2. 地域福祉の推進を図るには、活動の担い手の育成が重要であるため、担い手育成の体制を早急に構築する必要がある。

【施策1-3 民生委員・児童委員活動事業費】

【施策1-4 民生委員・児童委員活動推進事業補助金】

1. 高齢化の進展に伴い独居高齢者が増加している昨今において、民生委員・児童委員の役割は重要であり、業務量も増大しているが、なり手不足の現状にあり、今後さらに民生委員・児童委員の人員確保が懸念される。民生委員・児童委員の活動内容を理解してもらうための啓発活動の実施や研修会の開催等を通じ、民生委員・児童委員のなり手の確保及び資質の向上に努めてもらいたい。また、民生委員・児童委員が過度な負担を強いられることがないように、地域での運用を市が確認できる仕組みを構築する必要があると思われる。
2. 町内会等と連携した相談会の開催や個別訪問等による担当地域の実態把握と積極的な活動が、引きこもりや孤独死対策には必要であるが、現状の課題に対し、その手法が適切でない印象を受ける。担当課においては地域の現状把握や問題理解に努め、活動補助の増額も検討するなど、定員確保に向け、より一層の事業拡大を期待する。
3. 「民生委員・児童委員活動事業費」と「民生委員・児童委員活動推進事業補助金」を区別しているため、事業の全体像がわかりにくい。一人当たりの報償費、研修費補助額、活動費、協議会への補助額などを明確にする必要がある。

【施策1-10 遺族会運営事業補助金】

【施策1-11 戦没者追悼式】

1. 本事業を国ではなく市で実施する目的などを整理する必要がある。

【施策1-12 「福祉まっぷ」更新事業】

1. 令和6年9月時点ではまだ使いにくい印象を受けたため、市民や観光客など多くの方が利用しやすく、スマートフォン利用者の視点に立った情報の更新を期待する。

2. 今後は市職員が更新作業を実施していくとしているが、スマートフォンへの対応や更新作業のための現地確認、利用者の声を聴くなど、これまで以上の作業が必要になると思われるため、業務委託を検討するなど、より使いやすいサービスとなるよう、実施手法等について見直しが必要である。

【施策2-1 自立生活サポート事業】

1. 生活困窮者からの相談対応も支援のひとつと考えている担当課の姿勢は評価できる。生活困窮に陥る前の早期発見や予防体制の充実が生活困窮者の減少につながると考えられるため、関係機関等と連携を図り、さらなる相談体制の充実を期待する。
2. 自立した生活を確保するためには、住居・就労の場の確保、健康維持が欠かせない要素であり、きめ細かな支援を継続すべきと考える。特に、就労の場の確保については、対象者の特性を尊重し、個々の事情に対応した多様な受入れ先が必要であり、農業を含めた新たな受入れ先の積極的な開拓を期待する。

政策分野名	30 道路	主管部課	建設部 道路課、都市計画課、 まちづくり整備課、開発管理課
目指す姿	人と車が安全で快適に移動できる道路交通網が整ったまち		
主な 事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（本町工区、城前工区） ● 市道幹 I-22号線道路整備事業 ● 市道舗装補修事業 ● 橋梁長寿命化修繕事業 		

全体の評価

道路行政は、現代の車社会において求められている安全な交通環境の整備やネットワークの整備、高速交通網の整備など、市民に身近な施策であるが、政策分野の進捗状況は一部を除き計画目標をほぼ達成している点や、優先順位などに応じ、整備計画に沿って各道路整備事業が進められている点は評価できる。

その一方で、目指す姿である「人と車が安全で快適に移動できる道路交通網が整ったまち」という観点では、交通量が多い割には狭い道路や未整備の箇所があるなど、歩行者の安全性の面では課題がある。

そのため、引き続き計画通りに道路の整備を進めていくとともに、市民が要望を伝えやすい窓口の整備や、市の道路整備事業全体についての理解を促す情報発信など、道路状況を的確に把握する実施体制についての検討を求める。

評価内容

【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 道路交通ネットワークの整備について、重要業績評価指標である「都市計画道路の整備率」が目標を達成していることから、順調に整備できているものと評価できる。
2. 道路行政は、現代の車社会において求められている安全な交通環境の整備やネットワークの整備、高速交通網の整備など、市民に身近な施策であり、今後も引き続き円滑な交通環境の整備に期待する。また、多くの道路整備に関する期成同盟会の事務局を抱え、会津地方全体の道路環境の整備促進に取り組んでいる点は評価できる。効果的で時宜を得た要望活動について、より一層の充実を期待する。

3. 道幅が広く、通行しやすい道路は、市民だけでなく、観光客や物流等を含めた交流人口の拡大が期待できるため、排雪や災害を想定した道路づくりを期待する。
4. 道路網全体を見たときの影響や優先順位などに応じ、整備計画に沿って各道路整備事業が進められている点は評価できる。市民からの要望や苦情に対し、対症療法のような事業をくり返すことなく、今後も全体を見通した整備事業の展開を期待する。一方で、市民からの情報により、道路損傷箇所の把握や早期対応につながることもあるため、市の道路整備事業全体についての理解を促す情報発信が必要であり、今後の取組に期待する。

【政策分野全体の見直し、改善、留意すべき点】

1. 身近な道路環境の整備・保全について、重要業績評価指標である「生活道路の整備率」が目標を達成している点は評価できるが、歩行者の視点では狭い歩道もあり、整備が不十分であると感じるため、歩行者が安全で快適に移動できるまちとなるよう、より早急な整備・修繕が必要である。
2. 道路河川巡視員による定期パトロールを実施しているものの、パトロールの巡視項目が抽象的であり、損傷具合を数値で記載する項目もない。道路状況を的確に把握し速やかに修繕対応するためにも、実施手法や項目の見直しが必要である。
3. 市域を南北に走る道路は充実しているが、藤室鍛冶屋敷線や市道幹 I-22 号線など、東西を走る道路は整備が進んでいない。また、都市計画道路や幹線市道については順調に整備が進んでいると評価できるが、地域を連携する道路については早急な整備が必要な箇所が多いため、国や県等との調整や予算の確保に積極的に取り組むことを期待する。
4. 会津若松駅中町線は車歩道の境界がフラットになり、通行しやすくなっているが、都市計画道路以外の道路については、道路工事による掘削やアスファルト舗装がでこぼこした箇所も多く、安全確保のためにも早急な整備が望まれる。
5. 市民にとって身近な生活に密着した道路の整備や安全対策は、最も基本的な施策であるが、各事業には課題もあり、改善が必要な事業もあることから、常に問題意識を持ち、スピード感のある取組を期待する。
6. 重要業績評価指標である「橋梁の修繕率」が目標を達成できておらず、災害発生時には市民生活に大きな影響があると考えられるため、橋梁の修繕は喫緊の課題である。自然災害が全国各地で発生していることから、本市でも災害に耐え得る道路整備、橋梁整備に引き続き取り組む必要がある。

事務事業に関する附帯意見

【施策1-1 会津縦貫道整備促進期成同盟会】

1. 会津縦貫道は北関東との人的交流や物流の拡大、災害時などの交通異常事態には首都圏から直結する代替機能を持つ道路であり、全線開通に向けて会津地方が一体となって取り組むべきものである。早期開通のためにも、町内会等の要望も踏まえ、国や県への要望活動の継続を期待する。
2. 会津縦貫南道路小沼崎バイパスについて、見通しの悪いカーブに接続しているため、下郷から会津若松方面へ向かうときの信号や案内表示の増設、バイパス延長時に場所をずらすなど工夫が必要である。

【施策1-5 都市計画道路藤室鍛冶屋敷線整備事業（城前工区）】

1. 本工区は、鶴ヶ城や官公庁など市の中央部につながる道路であり、交通量が多いにもかかわらず歩道も狭いため、早期の完成が待たれる。県立病院跡地の整備と併せ、賑わいの創出につながるよう積極的な整備の促進を期待する。

【施策1-6 市道幹 I-22号線道路整備事業】

1. 本道路は、徳久・飯寺地区からの小・中学校への通学路であり、近くには保育所もある重要な路線にもかかわらず、歩道が整備されていない。拡張整備の計画があり着手を目指しているとのことだが、早急に財源を確保し一日も早い事業実施を望む。

【施策1-7 その他の幹線市道の整備事業】

1. 現在すでに整備済や整備中の道路については、一定の評価ができる。市道幹Ⅱ-5号線については、移転補償や地権者等との交渉など課題は多いと思われるが、それにより計画を遅らせることなく、計画的な整備と早期の完了を期待する。

【施策2-1 市道舗装補修事業】

1. マイロードは観光客も多く通行するため、歩行者の安全確保の観点からも早急な歩道整備が必要である。

【施策2-4 人にやさしいみちづくり歩道整備事業】

1. 財源の確保が見込めるか不透明な状況ではあるが、高齢者や障がい者、通学児童、観光客が安全・安心に通行できる歩道整備は急務である。

【施策2-5 道路管理事務事業】

1. 道路敷地調査や道路台帳・道路網図の電子化については、早急に取り組む必要がある。

【施策2-7 橋梁長寿命化修繕事業】

1. 近年の夏の異常高温や大雨の影響で老朽化した橋梁への影響が懸念されることから、予防的な維持管理が必要である。

【施策2-12 交通安全施設等整備事業】

1. 道路交通安全施設の保全や整備に関する要望は、主に町内会単位で受け付けているとのことだが、町内会活動との関わりが少ない若い世代からも情報を収集するための工夫が必要である。

政策分野名	37 交流・移住	主管部課	総務部 総務課 企画政策部 企画調整課、地域づくり課
目指す姿	相互理解と平和意識が醸成され、人や文化、経済の交流により、新しい価値が生まれ続けるまち		
主な事務事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 姉妹都市・親善交流都市等交流事業 ● 国際交流推進事業 ● 地方学生就職支援事業 ● 会津若松市定住・二地域居住推進協議会負担金 		

全体の評価

目指す姿に向けて、概ね順調に事業が行われており、特に定住・二地域居住の推進について、重要業績評価指標の達成状況から見ても一定の評価ができる。

その一方で、移住を実現させるためには、資金面の支援だけでなく、移住者にとって有用な情報提供や魅力的な働き場所が必要であるため、他の政策分野との連携も視野に入れた会津若松市ならではの事務事業の検討を求める。

また、交流の促進について、ゆかりの自治体との交流事業や国際交流事業が、行政や関係団体を対象とした限定した活動になっているため、地域産品の相互宣伝や販売、観光、児童生徒の交流など相互訪問の拡充や、災害時の相互応援等、幅広い交流機会の創出を求める。

評価内容

【政策分野全体の評価、期待する点】

1. 国内の交流事業については、重要業績評価指標の一つである「ゆかりの自治体との交流事業数」が目標を達成しており、他市町村に比べても積極的に実施されているように感じる。現在は行政や関係団体が中心となっていることから、市民参加の機会拡充や在住外国人との交流、災害時の相互応援など、さらなる交流の充実を期待する。
2. 定住・二地域居住の推進については、重要業績評価指標の達成状況から見ても一定の評価ができ、担当部局の熱心な取組姿勢についても評価できる。今後は、これまでの若年層を中心とした取組だけでなく、移住実践者の事例を紹介するなど、さらなる移住の促進に向け、より一層の「会津若松市ならではの」取組に期待する。

【政策分野全体の見直し、改善、留意すべき点】

1. 国際交流協会活動参加人数については、目標を達成できていない。新型コロナウイルス感染症の影響も考えられるが、英会話や日本語の支援による交流だけでなく、伝統交流や技術交流など、より広い領域での交流の検討について、国際交流協会との協議が必要である。
2. 国内の姉妹都市との交流事業について、むつ市とは2年ごとの相互訪問事業等により、相互理解を深めているように思われるが、その他の姉妹都市・親善交流都市とは節目の記念事業に重きを置いており、交流の意義を再認識することが重要である。今後は、両地域が相互利益を得られる関係となるよう、さらなる情報発信等に期待する。
3. 海外友好都市との交流については、現在は荊州市のみだが、他の海外都市との交流の拡大が望まれる。
4. 移住実践者数が目標を上回っている一方、移住相談件数は目標に達していない。施策評価票には会津若松市独自の取組である旨の記載がなく、施策の展開はしているものの、施策評価票の文面からは特徴を感じにくい印象があった。他自治体も移住や交流人口増加のため、広報等に力を入れており、地域間の競争的側面もあるが、資金面での支援だけでなく、移住者にとって有用な事業の検討や、きめ細かな相談体制の整備が必要である。
5. 若年層の移住促進を図るため、ホームページのアクセス分析や、首都圏での移住イベントの開催、「愛友あいづネット」での情報発信など、各種事業の周知及び広報の充実が望まれる。

事務事業に関する附帯意見

【施策1-1 姉妹都市・親善交流都市等交流事業】

【施策1-2 姉妹都市むつ市との交流事業】

1. ゆかりの地等との交流の重要性は理解できるが、行政、議会、関係団体等での活動だけに感じる。各記念事業等を実施するのみとならないよう、今後はさらに地域産品の相互宣伝・販売、観光、児童生徒の交流等、相互訪問の拡充や災害時の相互応援など、幅広い交流機会の創出に努めるとともに、商工業や農業分野など市民同士の交流拡大にもつながる取組となることを期待する。

【施策1-6 グローバル人材育成事業】

【施策1-8 未来人材育成塾】

1. 事業の目的は評価できるが、内容及び実施手法が適切ではないと思われるため、過去の参加者アンケート等から内容及び開催時期等を見直す必要がある。また、財源確保の課題はあるが、「グローバル人材育成事業」と「未来人材育成塾」を併せた事業実施の検討を期待する。
2. 社会のグローバル化は年々加速し、会津若松市内にも多くの外国人観光客が訪れており、広い視野や柔軟な発想を持つ市民の増加が望まれる。現在、会津地域の高校生を対象に実施している「グローバル人材育成事業」の対象を中学生まで拡大した事業展開を期待する。また、会津大学に協力を依頼するなど、少数の生徒ではなく、多くの生徒が恩恵を受けられる内容を検討する必要がある。

【施策1-9 核兵器廃絶平和都市宣言事業】

1. 唯一の被爆国である日本人全員が、一度は広島市または長崎市を訪問し、被爆体験を肌で感じるべきものと考えますが、時間と費用の問題もあり実現できない中、市内中学生が被爆地を訪問することには意義がある。しかし、現在は一部の生徒の訪問に限られているため、多くの生徒が核兵器廃絶と平和への願いを自分事として考えられるよう、より効果的な事業となることを期待する。

【施策2-2 会津若松市定住・二地域居住推進協議会負担金】

1. 順調に事業が展開し、成果が出ている点は評価できる。さらなる移住促進に向け、「会津若松市ならでは」の取組が推進されることを期待する。

【施策2-3 移住支援金】

1. 人口減少には歯止めがかかっておらず、その結果、空き家の増加や商店街の空洞化、農地の荒廃化等が進んでおり、さらなる移住者の増加が望まれる。相談体制や広報活動の強化、国の地方移住等に関する施策も併せた情報発信や、移住希望者に選ばれるための地域の魅力向上に努めるとともに、支援金の充実等、さらなる事業拡大が必要である。

【施策2-6 奨学金返還支援事業】

1. 会津大学等に通う地元出身者を中心に積極的な広報をすれば、より実績が上がるのではないかと考える。

4 おわりに

外部評価の取組について、各委員より次のような意見があったので、今後の取組改善の参考として活用していただきたい。

【外部評価制度について】

1. 総合計画の進捗状況や成果について、市民の視点から評価が行われる点については非常に有意義である。現在は毎年、42 政策分野から外部評価委員が関心を持つ4つの政策分野を選び、評価を行うという流れだが、中長期的に成果の検証が必要な政策分野では、途中経過の報告となったり、提言を受けてどのようになったかを見る機会がないため、評価を行う政策分野を2つ程度に絞るとともに、深く掘り下げ、次年度に提言を受けてどうなったかを検証するサイクルにすることも検討してはどうか。
2. 専門用語の定義は注書きを記載するとともに、予算や目標数値については根拠も示してほしい。
3. 会津若松市独自の取組かどうか、また、事業を外部委託している場合は、その旨の記載があると良かった。
4. 他部局との連携がある場合は、関連部局名を併記するとともに、連携具合についても具体的かつ詳細な記載があると良かった。
5. 資料に記載してあることを読み上げることもよりも、記載しきれなかったことや現状など、行政として苦慮している点も含め口頭での説明があると、課題などをよりイメージしやすく、政策分野への理解が深まると思う。
6. 事業の定義や範囲を明確に記載すべき。予算が0円のものもあり疑問に思ったが、本来の事業主体は市とは別にある場合もあり、分かりにくかった。
7. 「支援」と言っても多様化しており、事業ごとに「牽引型支援」なのか「伴走型支援」なのか「後方型支援」なのかを明記すべき。
8. 市民から見ると、関係者からの評価は甘くなるのではとの疑念がある中、外部からの視点が入ることは市民との信頼関係を構築する上で、非常に大切なことであると思う。制度の継続を希望する。

9. 「概算人件費」について、担当職員の業務量を計上しているのか、臨時職員等の人件費を計上しているのかが分からない。
10. 市政の適切な執行につながるだけでなく、市民による市政参加の機会としても、とても有効だと感じた。各政策分野の説明を伺う中で、市の各課題を自分事として考えるきっかけをいただいた。
11. 外部評価委員会は市の職員を責めるためのものではないため、実情を正直に説明いただき、今後のより良い市政について共に考える機会であると、市職員の皆さんにも改めて理解いただきたい。
12. 担当課による施策事務事業の説明時間が短いと感じた。事前に資料をデータで送られており、委員も事前に目を通しているはずなので、資料に書いてあることを再度説明するのではなく、資料の補足説明や資料に書かれていないことを説明してほしい。
13. 評価をするにあたり、判断材料が少ないと感じた。担当課の説明だけでなく、関係者の話を聞いたり、委員同士の意見交換なども踏まえて評価すべきだと思う。外部評価が単なるパフォーマンスにならないことを望む。

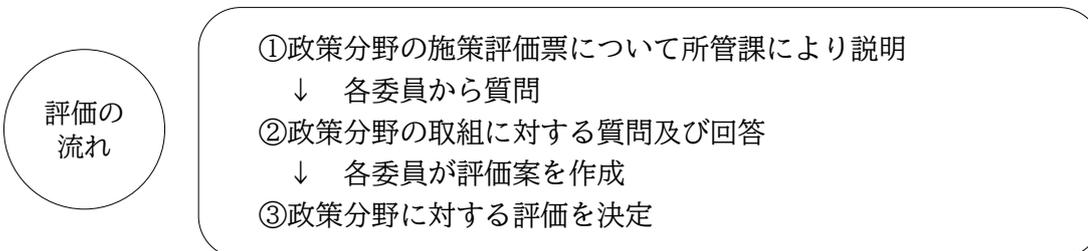
附属資料

1 会津若松市外部評価委員会委員名簿 任期：令和5年度・令和6年度

役 職	氏 名	備 考
委 員 長	八木橋 彰	学識経験者（会津大学短期大学部）
副委員長	山内 賢一	学識経験者（男女共同参画団体）
委 員	島尾 雅行	学識経験者（税理士）
	長嶋 栄治	学識経験者（司法書士）
	渡部 耕三	公募市民委員
	堀 美千子	公募市民委員
	大溝 寿子	公募市民委員

2 会議経過

会議回	開催日	協議内容等
第1回	7月26日	対象政策分野の説明（18地域福祉、37交流・移住）
第2回	8月27日	対象政策分野の質疑応答（18地域福祉、37交流・移住） 対象政策分野の説明（10食料・農業・農村、30道路）
第3回	9月26日	対象政策分野の質疑応答（10食料・農業・農村、30道路）
第4回	10月28日	外部評価結果報告書の内容検討・決定



3 根拠条例・要綱等

会津若松市自治基本条例（抜粋）

（平成28年6月29日施行）

（行政評価）

第17条 市長は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価により総合計画の進行管理を行うものとする。

2 市長は、前項の行政評価の結果に基づき、事務事業の改善及び見直しを図るとともに、当該行政評価の結果を分かりやすく公表するものとする。

3 市長は、第1項の行政評価を行うに当たっては、その客観性、信頼性及び公平性を確保するため、第三者による評価の手法を取り入れるものとする。

会津若松市外部評価委員会開催要綱

（平成17年6月13日決裁）

（平成19年6月1日一部改正）

（平成29年3月21日一部改正）

（開催）

第1条 市が実施する行政評価について、学識経験者等による意見、提案等を取り入れることにより、行政評価の客観性、信頼性等を確保するため、会津若松市外部評価委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

（構成）

第2条 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

- (1) 学識経験者等 4人
- (2) 公募による市民 3人

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、前条第2号に掲げる委員の再任は、2期4年を限度とする。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、出席者の互選により定める。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(所掌事項)

第5条 委員会は、評価対象施策等について評価し、市長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長は必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画政策部企画調整課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。